

平成28年4月から工事の最低制限価格における現場管理費の算入率を上げます

1 実施内容

平成28年3月18日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）のうち、現場管理費について、品質確保の観点から、現場において必要とされる技術者の費用を計上することとし、低入札価格調査基準の算入率を80%から90%に引き上げる見直しが行われました。また、国土交通省も同日付けで同様の見直しを行いました。

本市においても、今回の中央公契連モデル及び国の見直しを踏まえ同様の措置を講じることから、次の見直しを実施します。

2 見直し内容について

(1) 最低制限価格及び低入札価格調査基準算定式を見直します。

設計内訳	改正後	現行
直接工事費	変更なし	100%
共通仮設費	変更なし	90%
現場管理費	<u>90%</u> 	80%
一般管理費	変更なし	55%
予定価格比	変更なし	80% ~ 95%

(2) 低入札価格調査の失格基準を引き上げます。

設計内訳	改正後	現行
直接工事費	変更なし	90%
共通仮設費	変更なし	81%
現場管理費	<u>81%</u> 	72%
一般管理費	変更なし	49%
失格基準設定範囲	変更なし	WTO 政府調達協定（※1）以外の工事。ただし、「特殊な工事」（※2）は除く。

※ 1 WTO政府調達協定工事は予定価格24億7千万円以上が対象

※ 2 「特殊な工事」とは、予定価格6億円以上、プラント工事、入札時VE方式、設計施工一括方式及び性能発注方式の工事

※ 詳細は、「入札情報かわさき」に掲載する関係要綱、運用指針及び要領等を御覧ください。

3 実施時期について

平成28年4月1日（金）以降に公告、指名通知を行う入札から適用します。